

報告第 8 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

みよし市長 小 山 祐

記

専決第 7 号 令和 8 年 7 月 16 日

専決第 8 号 令和 8 年 7 月 30 日

専決第 7 号

専決処分書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、下記のとおり処分した。

令和 8 年 7 月 16 日

みよし市長 小 山 祐

記

- 1 処分事項 公用車が駐車中の相手車両に接触した事故の損害賠償の額の決定
- 2 損害賠償額 637,595 円
- 3 事故内容
 - (1) 事故発生日 令和 8 年 5 月 19 日 (火)
 - (2) 事故発生場所 みよし市三好町小坂地内 (市役所第 4 駐車場)
 - (3) 事故経過 上記地内において、公用車を方向転換させたところ、駐車場枠内に駐車してあった相手車両に接触した。
- 4 相手方の損害の程度
相手車両の損傷
- 5 過失割合 みよし市 100%、相手方 0%

専決第 8 号

専決処分書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、下記のとおり処分した。

令和 8 年 7 月 30 日

みよし市長 小 山 祐

記

- 1 処分事項 学校敷地内で発生した事故の損害賠償の額の決定
- 2 損害賠償額 190,410 円
- 3 事故内容
 - (1) 事故発生日 令和 8 年 4 月 2 日 (木)
 - (2) 事故発生場所 みよし市三好町天王地内 (天王小学校)
 - (3) 事故経過 上記地内において、学校が管理している側溝の蓋の上を相手車両が通過した際、車の重みで側溝の蓋が跳ね上がり、相手車両に接触した。
- 4 相手方の損害の程度
相手車両の損傷
- 5 過失割合 みよし市 100%、相手方 0%